

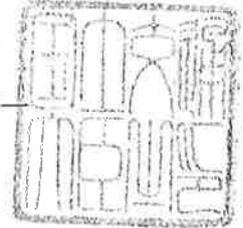


国海員第 2 1 2 号
平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号）第 3 1 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 3 項の規定並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 5 7 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 5 9 号

船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の制定等について

諮問理由

船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を制定すること等について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 3 項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 6 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 5 7 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。